

## 年金の手続きをしたいとき

### 14 遺族基礎年金

制度内容	第1号被保険者期間中に死亡または受給資格期間（25年）を満たした方が死亡したとき、その方によって生計維持されていた「子のある夫（妻）」または「子」が受けられる年金です。
対象者	(1) 子のある夫（妻） (2) 子 子とは、18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。 (1)が優先されます
必要なもの	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票除票（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 請求者の収入が確認できる書類（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 子の収入が確認できる書類（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 市へ提出した死亡診断書（死体検案書）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 年金を受取る金融機関の通帳等（本人名義。公金受取口座を利用する場合は省略可） ※上記のほか、第三者行為事故状況届等の日本年金機構所定の様式が必要になります。詳細はお問い合わせください。
お問い合わせ先	国保年金課 国民年金係（庁舎棟1階） ☎525-3738

### 15 寡婦年金

制度内容	第1号被保険者として、保険料納付期間と保険料免除期間（学生納付特例・納付猶予の期間を含む）が合わせて、120月（10年）以上ある夫が、65歳前に基礎年金を受けずに死亡したとき、夫に生計維持されていた妻が60歳から65歳になるまで受けられる年金です。
対象者	夫が死亡した当時の妻が、次のすべての要件を満たす必要があります。 (1) 死亡した夫に生計を維持されていること。 (2) 婚姻関係が10年以上継続していること。 (3) 65歳未満であり老齢基礎年金の繰上げ請求をしていないこと。
必要なもの	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票除票（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 請求者の収入が確認できる書類（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 年金を受取る金融機関の通帳等（本人名義。公金受取口座を利用する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 年金証書（公的年金から年金を受けているとき） ※上記のほか、第三者行為事故状況届等の日本年金機構所定の様式が必要になります。詳細はお問い合わせください。
お問い合わせ先	国保年金課 国民年金係（庁舎棟1階） ☎525-3738

## 16 障害基礎年金

制度内容	障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。
対象者	障害の原因になった病気やけがの初診日が国民年金加入期間中または、60歳以上65歳未満（繰上げ請求をしていないこと）の間や20歳未満のときに病気やけがの初診日があり、生じた障害が、国民年金法における障害等級1級または2級に該当した方
必要なもの	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票等（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 医師の診断書（日本年金機構所定の様式） <input type="checkbox"/> 受診状況等証明書 <input type="checkbox"/> 病歴・就労状況等申立書 <input type="checkbox"/> 年金を受取る金融機関の通帳等（本人名義。公金受取口座を利用する場合は省略可） ※上記のほか、第三者行為事故状況届等の日本年金機構所定の様式が必要になります。詳細はお問い合わせください。
お問い合わせ先	国保年金課 国民年金係（庁舎棟1階） ☎525-3738

## 17 死亡一時金

制度内容	死亡日の前日において、第1号被保険者として国民年金保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま死亡された場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。 ※遺族基礎年金や寡婦年金を受けられる場合は非該当
対象者	死亡されていた方と生計を同じくしていた遺族（1 配偶者、2 子、3 父母、4 孫、5 祖父母、6 兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）に支給されます。
必要なもの	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し（請求者が亡くなった方の配偶者の場合、マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票除票（マイナンバー記入により省略可） <input type="checkbox"/> 一時金を受取る金融機関の通帳等（本人名義。公金受取口座を利用する場合は省略可）
お問い合わせ先	国保年金課 国民年金係（庁舎棟1階） ☎525-3738